

◆図表 2.9.4 環境基本計画の概要②

いちき串木野市環境基本計画	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の有料化、マイバッグ使用者への経費還元の仕事づくり（エコポイント等）を検討する。 ・個売り、量り売りなど、容器包装削減を検討します。 ・九州統一マイバッグキャンペーンの「一斉行動参加店」への参加を表明します。 ・ごみの減量化・リサイクル協力店などへの参加に努めます。
2) 快適環境：自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保	
◎市の取組	
■不法投棄対策、地域美化活動の促進	
施策名	具体的な取組
不法投棄の防止	市の衛生自治団体連合会などを通じて、市街地等における空き家、空き地を含む地域住民による不法投棄に対する監視体制の強化を図る。
地区清掃活動の促進	定期的に行われている地区清掃活動を支援する。
■みどり、水辺環境の整備と、自然環境の活用促進	
施策名	具体的な取組
ごみ処理施設の周辺環境整備と保全	周辺協議会を定期的実施し、ごみ処理施設の周辺環境整備と保全を行う。
公園・緑地の整備	吹上浜県立自然公園や海岸環境の整備促進など、地域特性を活かした公園・緑地の整備を検討するとともに、既存公園については、施設内容や維持・管理方法を利用者である地域住民を交えて検討し、魅力向上に努める。
地域特性を生かした創造性豊かな景観形成	市街地周辺部の田園や山林などの緑、河川・海岸等の水辺空間を活かした美しい景観の維持・保全に努めるとともに、地域拠点となる駅周辺等の公共空間においては、花や緑の植栽を行うなど、市民が楽しめる景観の形成を図る。
◎市民、事業者の取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、空き缶拾い、雑草刈り、水路清掃等の美化活動を行います。 ・花壇づくり、生け垣、植樹等の緑化活動を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内、壁面、屋上等の緑化を積極的に行います。

資料：いちき串木野市環境基本計画（平成23年3月）

◆図表 2.9.5 環境基本計画の概要③

いちき串木野市環境基本計画	
3) 生活環境・地球環境：環境負荷の少ない環境にやさしい暮らしの実践	
◎市の取組	
■水環境の保全対策を推進する	
施策名	具体的な取組
公共下水道の普及促進	市内水洗化率の向上を目指し、管渠整備、施設の維持管理に努めるとともに、各戸に対しては、下水道への早期接続を呼びかける。
合併処理浄化槽の普及促進	合併処理浄化槽設置において補助を行い、施設の普及に努める。
漁業集落排水事業の推進	戸崎地区の管渠整備、維持管理、水洗化率の向上に向け、漁業集落排水施設を設置、運用する。
◎市民、事業者の取組	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道、漁業集落排水施設の供用開始の際には、速やかに接続します。 ・施設化計画のない地域では、合併処理浄化槽の設置を検討します。 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への変更を検討します。 ・環境について考え、日常的にできる生活排水対策の実践に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場における排水の適正管理に努めます。 ・家畜糞尿の堆肥化を図るなど、適正な処理と利用に努めます。

資料：いちき串木野市環境基本計画（平成23年3月）

第3章 ごみ処理の現状と分析

3-1 ごみの分別

一般廃棄物は、廃棄物処理法において「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。

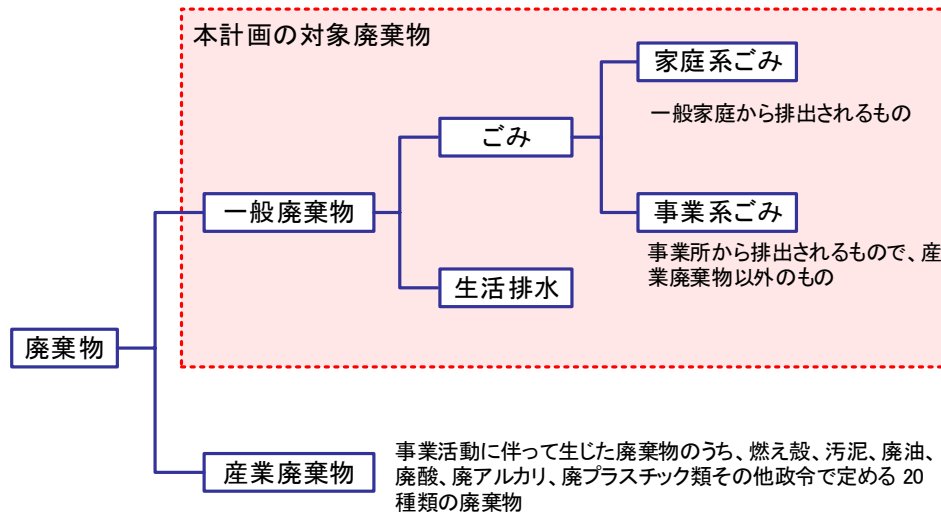
産業廃棄物については「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法で定められた6種類の廃棄物と、政令で定められた14種類の廃棄物の合計20種類の廃棄物」をいいます。

なお、輸入された廃棄物については、日常生活に伴って排出される廃棄物と事業活動に伴って生じる廃棄物の両方が産業廃棄物とされています。ただし、以下の廃棄物については、必然的に日常生活から生じ、またその量が少量であると考えられ、市町村の処理負担が著しく高くなるものではないので一般廃棄物とされています。

- ① 航行廃棄物：船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗務員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他のもの
- ② 携帯廃棄物：本邦に入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、当該入国する者が携帯するもの

さらに、一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものとして政令で指定されたものを「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」にそれぞれ分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

◆図表 3.1.1 廃棄物の体系



※1 「産業廃棄物」は、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので前述の産業廃棄物に該当しないもの（全部で20種類）

※2 産業廃棄物及び一般廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をそれぞれ、特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物とされています。

ここで、本市において排出される一般廃棄物（ごみ）は、直営もしくは市に委託された一般廃棄物処理業者によって指定された期日の朝 8 時 30 分から収集・運搬される「収集ごみ」（「家庭系ごみ」）と、排出者が直接もしくは排出者に委託された一般廃棄物処理業者が中間処理施設等へ持ち込む「直接搬入ごみ」が主なものです。

また、「直接搬入ごみ」は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分類されますが、その大部分が産業廃棄物に定義されない事業活動から排出される「事業系ごみ」で、具体的には商店、スーパー、飲食店、事業所、ホテル・旅館、公共施設等から排出される生ごみ、紙ごみ、梱包材等です。

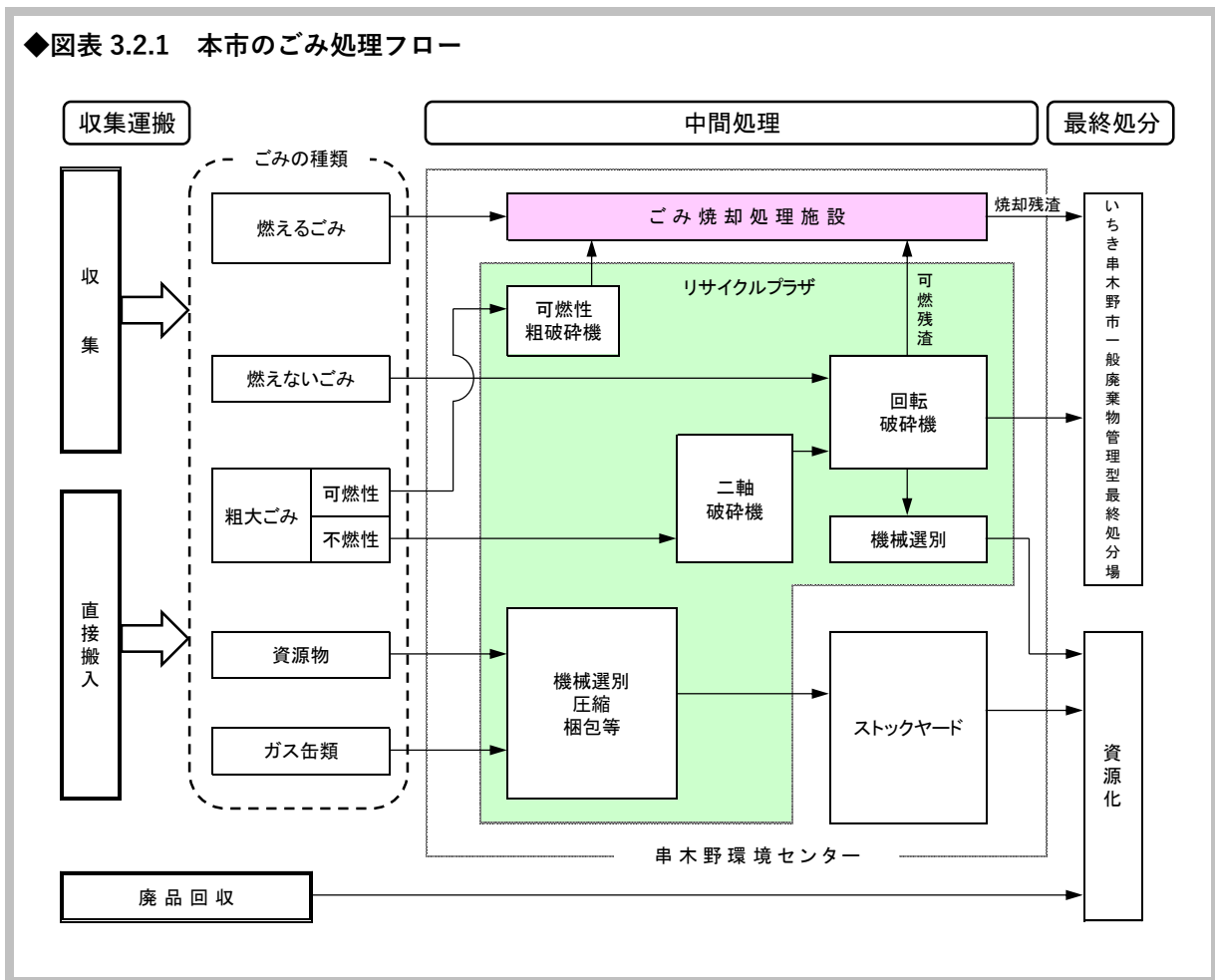
本市の分別区分は、図表 3.1.2 に示すとおりです。

◆図表 3.1.2 分別区分

分別区分		収集対象物	排出方法	収集回数
①燃えるごみ		台所ごみ、衣類、毛布(袋に入る大きさ)、灰、くつ、かばん類、アルコール、お菓子のアルミ材、音楽テープ、ビデオテープ、紙おむつ等	指定ごみ袋	週2回
②燃えないごみ		陶器等、ガラス類、金属類	〃	月1回
③ガス缶類		カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶、ガスライター、乾電池	コンテナ	月2回
④粗大ごみ		机、イス、扇風機、ベッド、ソファ、大型カーペット、自転車等、斧、なた、鍬、かなづち、剣山等	—	年2回
⑤資源物	缶・雑びん	飲み物・食べ物の缶、飲み物・調味料等のびん	コンテナ	月2回
	小型家電	縦、横、高さ（三辺）の合計が60cm未満の家電 デジタルカメラ、リモコン、携帯電話等	〃	
	ペットボトル	清涼飲料、酒類、醤油等のペットボトル	ネット (一部コンテナ)	
	プラスチック容器	飲料、食料品、調味料、調理酒類、シャンプー等の容器、レジ袋、菓子パン類のプラ袋、プラキャップ等の「プラ」表示マークのついた容器包装類	〃	
	発泡スチロール容器	発泡スチロール製のトレイ、パック、魚箱、電化製品等の型枠梱包剤	〃	
	段ボール	荷物類、くだもの箱等の段ボール	紙ひも	
	新聞紙・チラシ	新聞紙、チラシ	〃	
	雑誌	週刊誌、マンガ、カタログ、教科書、辞書、単行本等	〃	
	紙パック	牛乳、ジュース等の紙パック	〃	
	その他紙・紙製容器	食料、菓子製品、日用品等の箱類、厚紙類、販売店等の紙袋・包装紙類、コピー紙、印刷書類紙	〃	
生きびん	一升びん、ビールびん等	コンテナ		

3-2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは図表 3.2.1 のとおりとなっています。



1 燃えるごみ

燃えるごみ（以下、「可燃ごみ」とします。）は、市が収集・運搬を行うか、市民が自ら搬入することにより、串木野環境センターへ搬入されています。串木野環境センターのごみ焼却処理施設にて焼却処理後、焼却灰はいちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場で埋立処分しています。

2 燃えないごみ

燃えないごみ（以下、「不燃ごみ」とします。）は、市の委託業者が収集・運搬を行うか、市民が自ら搬入することにより、串木野環境センターのリサイクルプラザに搬入されています。搬入された不燃ごみは、破碎選別を行った後、可燃残渣は同施設のごみ焼却処理施設で焼却処理、回収した金属類等は資源化、それ以外の残渣はいちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場で埋立処分しています。

3 粗大ごみ（指定袋にはいないもの）

本市が指定するごみ袋に入らない家庭から出る粗大ごみ等は、市の委託業者が収集・運搬を行うか、市民が自ら搬入することにより、串木野環境センターのリサイクルプラザに搬入されています。搬入された粗大ごみは、可燃性と不燃性に分別され、可燃性の粗大ごみは

破碎後、同施設のごみ焼却処理施設で焼却処理します。不燃性の粗大ごみは、不燃ごみと同様の処理を行います。

4 資源物及びガス缶類

資源物及びガス缶類は、市の委託業者が収集・運搬を行うか、市民が自ら搬入することにより、串木野環境センターのリサイクルプラザに搬入されています。搬入された資源物及びガス缶類は、機械選別・圧縮梱包等を経て、同施設内のストックヤードに一時貯留後、資源化処理しています。

5 事業所ごみ（一般廃棄物）

商店、スーパー、飲食店、事業所及び公共施設等から出る事業所ごみは、事業者の責任で産業廃棄物として処理を行う、もしくは、串木野環境センターに搬入しています。

なお、串木野環境センターに搬入された事業所ごみは、家庭系ごみと同様に可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物ごとに、前述した処理・処分にて適正に処理しています。

3-3 ごみ排出量の実態及び性状

1 本計画におけるごみ種類の定義

本計画における、ごみの種類は「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類として定義しました。

「収集ごみ」はごみ集積所（ステーション）から収集したごみとし、「直接搬入ごみ」は個人または事業者（許可業者へ委託したごみも含む）が直接串木野環境センターへごみを搬入するものとして定義しています。

※「直接搬入ごみ」は、市民が排出する「家庭系ごみ」と事業所が排出する「事業系ごみ」に分類されますが、その大部分が産業廃棄物に定義されない事業活動から排出される「事業系ごみ」で、具体的には商店、スーパー、飲食店、事業所、ホテル・旅館、公共施設等から排出される生ごみ、紙ごみ、梱包材等です。

2 ごみ排出量の実績

(1) ごみ総排出量

本市の年間ごみ排出量の推移は、図表 3.3.1～図表 3.3.4 に示すとおりです。

2014 年度より人口の減少と共にごみ排出量も減少傾向にあります。

2018 年度の年間ごみ排出量は 9,782 トンで、2014 年度と比較して 6.5%の減少となっています。

ごみ種類別では、2015 年度は台風の影響で一時的に増加していますが、それ以外の年度においては、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は減少傾向、粗大ごみは微増傾向となっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、収集ごみ及び資源物は減少傾向、直接搬入ごみは微増傾向となっています。

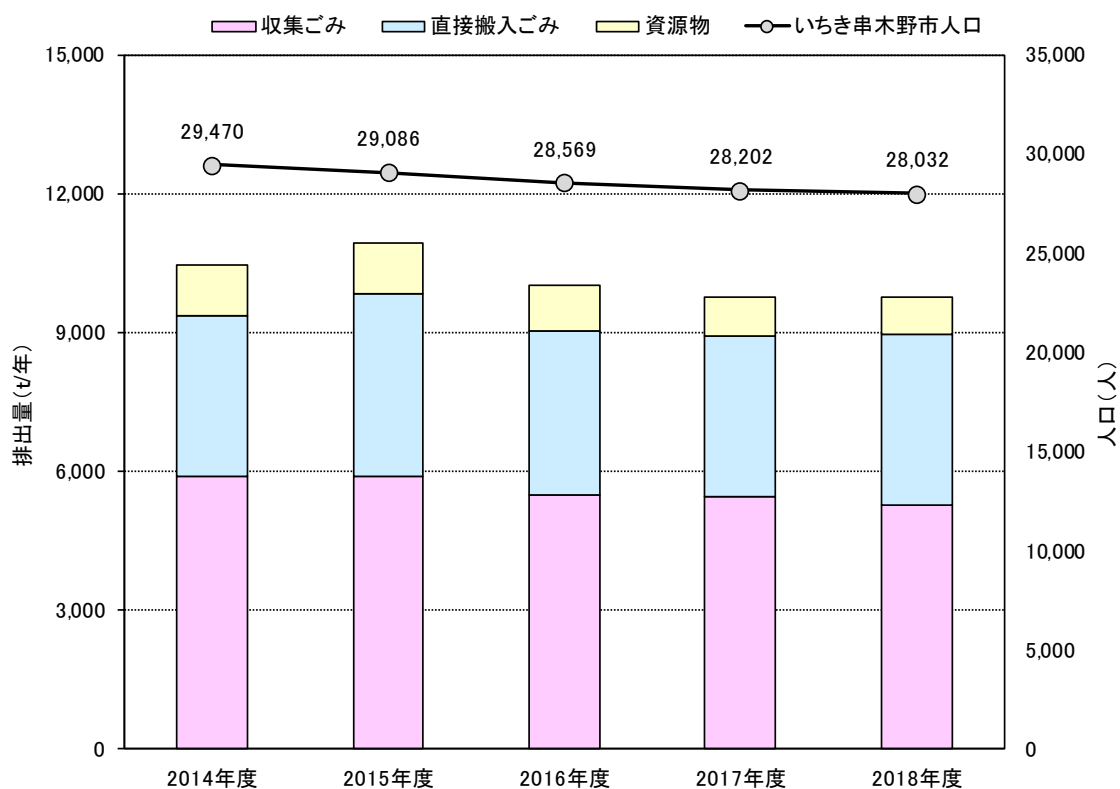
また、本市の 2018 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 956 g で、鹿児島県の平均値 923g（2018 年度）より 33g、全国の平均値（2018 年度）918 g より 38g 多くなっています。

◆図表 3.3.1 ごみ排出量の推移①

区 分	単位	年度					2018-2014 (2014比)
		2014	2015	2016	2017	2018	
行政区域内人口 (=計画収集人口)	人	29,470	29,086	28,569	28,202	28,032	-1,438 (-4.9%)
ごみ排出量	t/年	10,457	10,937	10,035	9,770	9,782	-675 (-6.5%)
収集ごみ	t/年	5,890	5,883	5,499	5,440	5,281	-609 (-10.3%)
直接搬入ごみ	t/年	3,480	3,967	3,541	3,488	3,674	194 (5.6%)
資源物	t/年	1,087	1,087	995	842	828	-259 (-23.9%)
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人・日	973	1,028	962	949	956	-17 (-1.7%)
収集ごみ	g/人・日	548	553	527	528	516	-32 (-5.8%)
直接搬入ごみ	g/人・日	324	373	340	339	359	35 (10.8%)
資源物	g/人・日	101	102	95	82	81	-20 (-19.8%)

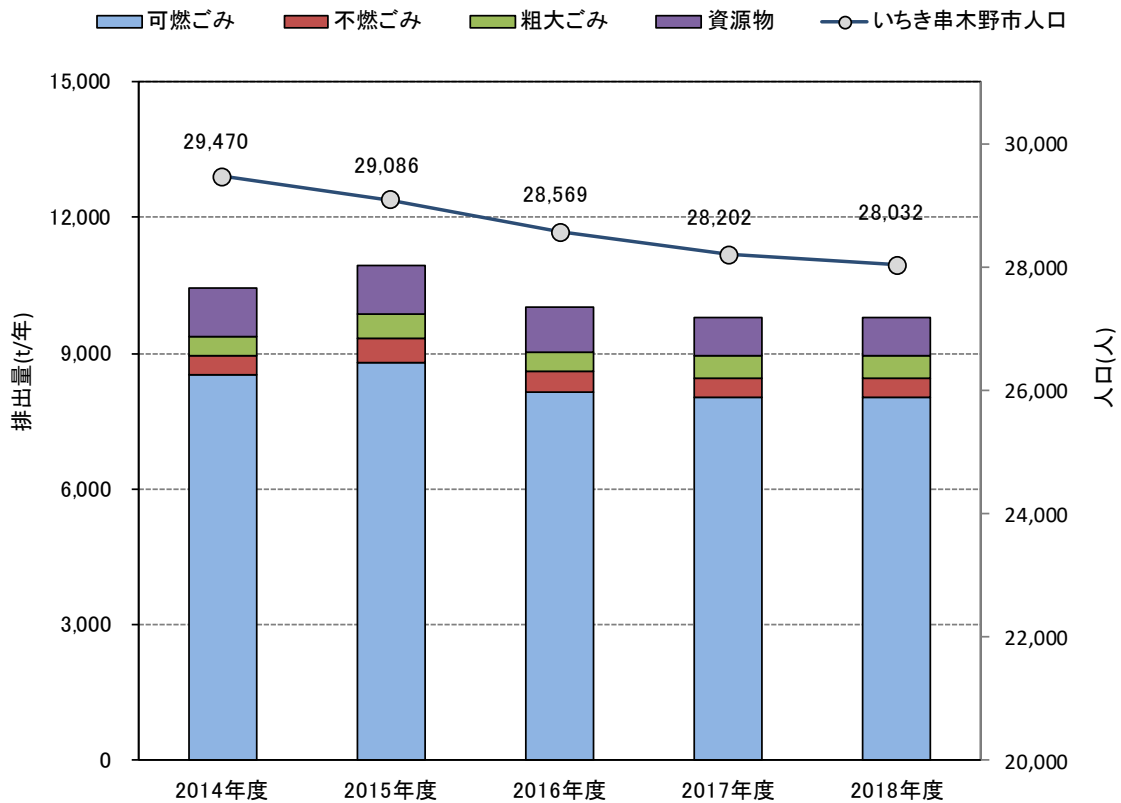
※資源物については、搬出量を表記しています。

◆図表 3.3.2 ごみ排出量の推移②



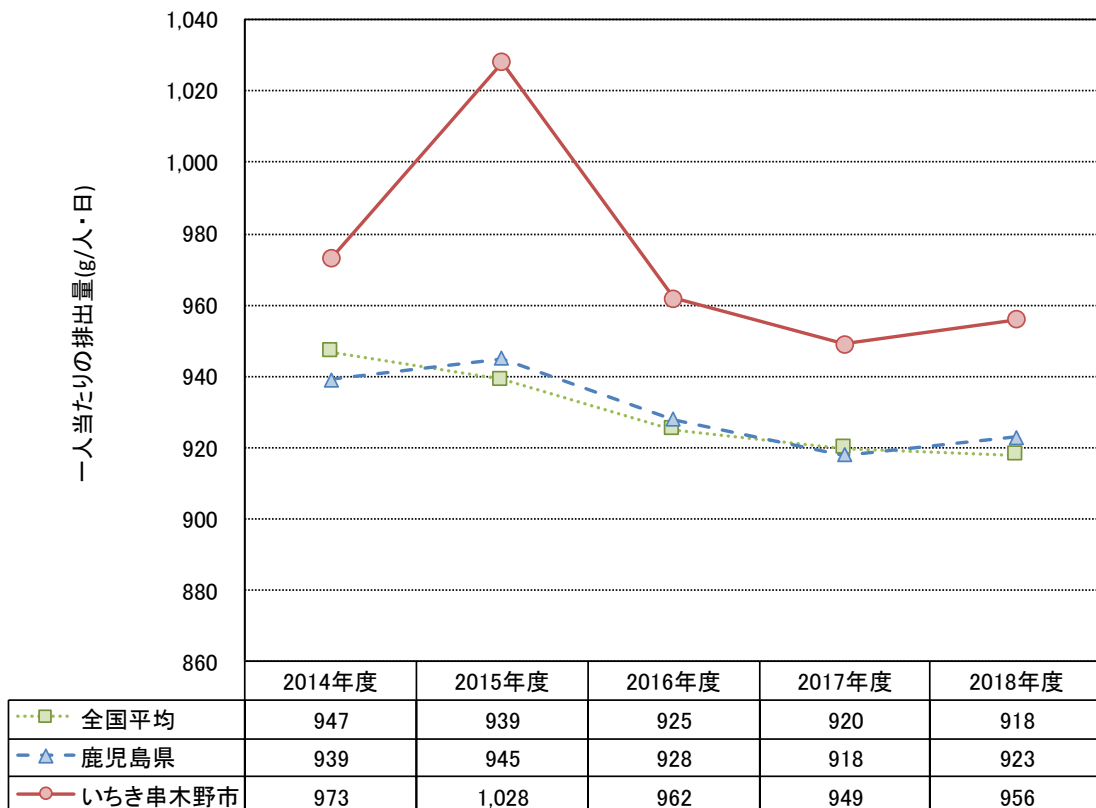
※資源物については、搬出量を表記しています。

◆図表 3.3.3 区分別ごみ排出量の推移



※資源物については、搬出量を表記しています。

◆図表 3.3.4 1人1日当たりのごみ排出量の推移



(2) 可燃ごみ

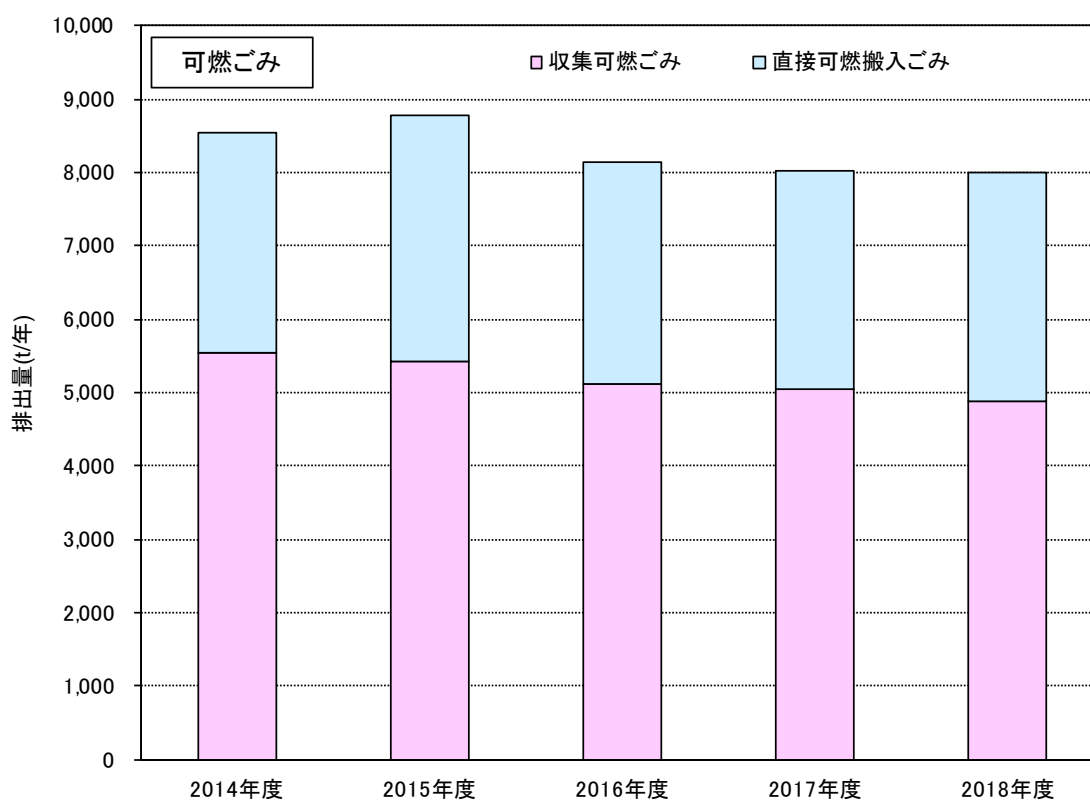
可燃ごみの排出量は全体的に減少傾向にあり、2018年度は2014年度と比較して6.2%の減少となっています。

収集ごみは減少傾向となっており、2018年度は2014年度と比較して12.0%減少しています。直接搬入ごみは増加傾向となっており、2018年度は2014年度と比較して4.5%増加しています。

◆図表 3.3.5 可燃ごみ排出量の推移①

区分	単位	年度					2018-2014 (2014比)
		2014	2015	2016	2017	2018	
可燃ごみ排出量	t/年	8,539	8,780	8,155	8,030	8,012	-527 (-6.2%)
収集可燃ごみ	t/年	5,544	5,434	5,112	5,048	4,881	-663 (-12.0%)
直接可燃搬入ごみ	t/年	2,995	3,346	3,043	2,982	3,131	136 (4.5%)

◆図表 3.3.6 可燃ごみ排出量の推移②



(3) 不燃ごみ

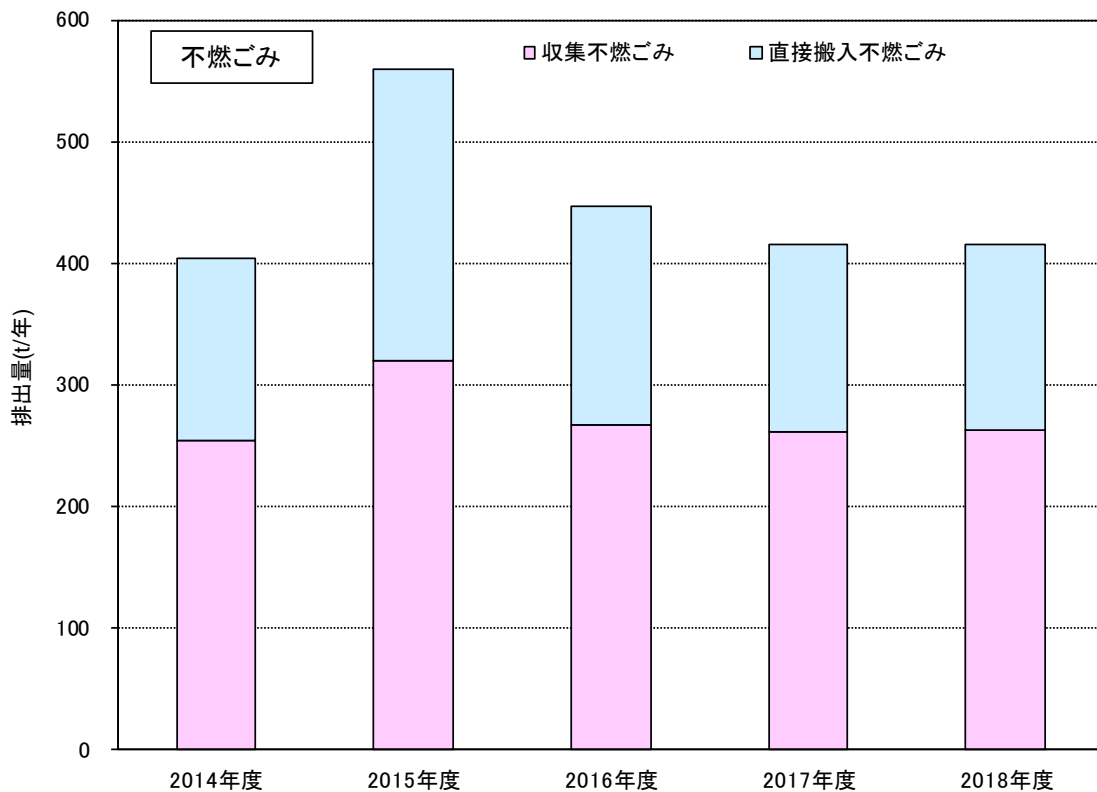
不燃ごみの排出量は全体的に横ばいで推移する傾向にあり、2018年度は2014年度と比較して3.0%の増加となっています。

収集ごみ、直接搬入ごみについては、2018年度は2014年度と比較して、それぞれ3.7%、1.8%の増加となっています。

◆図表 3.3.7 不燃ごみ排出量の推移①

区分	単位	年度					2018-2014 (2014比)
		2014	2015	2016	2017	2018	
不燃ごみ排出量	t/年	404	559	447	416	416	12 (3.0%)
収集不燃ごみ	t/年	254	320	267	261	263	9 (3.7%)
直接搬入不燃ごみ	t/年	150	239	180	155	153	3 (1.8%)

◆図表 3.3.8 不燃ごみ排出量の推移②



(4) 粗大ごみ

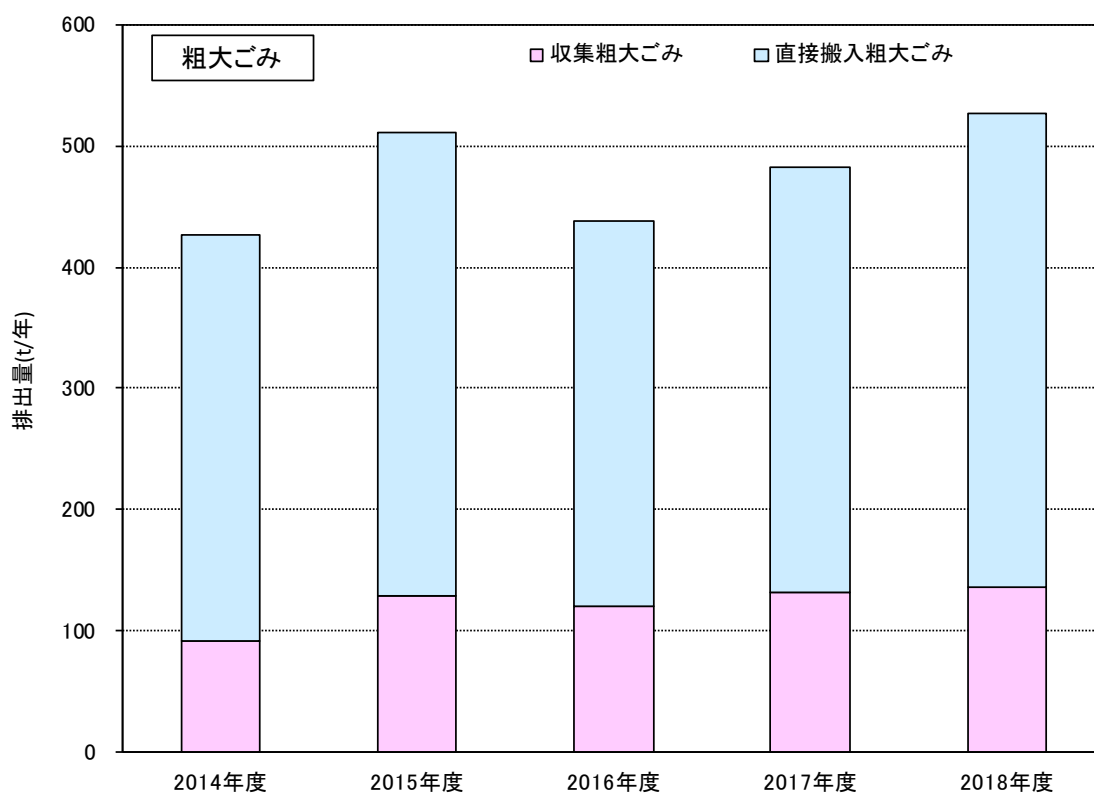
粗大ごみの排出量は全体的に増加傾向にあり、2018年度は2014年度と比較して23.2%の増加となっています。

収集ごみ、直接搬入ごみについては、2018年度は2014年度と比較して、それぞれ48.1%、16.4%の増加となっています。

◆図表 3.3.9 粗大ごみ排出量の推移①

区分	単位	年度					2018-2014 (2014比)
		2014	2015	2016	2017	2018	
粗大ごみ排出量	t/年	427	511	438	482	526	99 (23.2%)
収集粗大ごみ	t/年	92	129	120	131	136	44 (48.1%)
直接搬入粗大ごみ	t/年	335	382	318	351	390	55 (16.4%)

◆図表 3.3.10 粗大ごみ排出量の推移②



(5) 資源物

資源物の搬出量は全体的に減少傾向となっており、2018年度は2014年度と比較して23.9%の減少となっています。

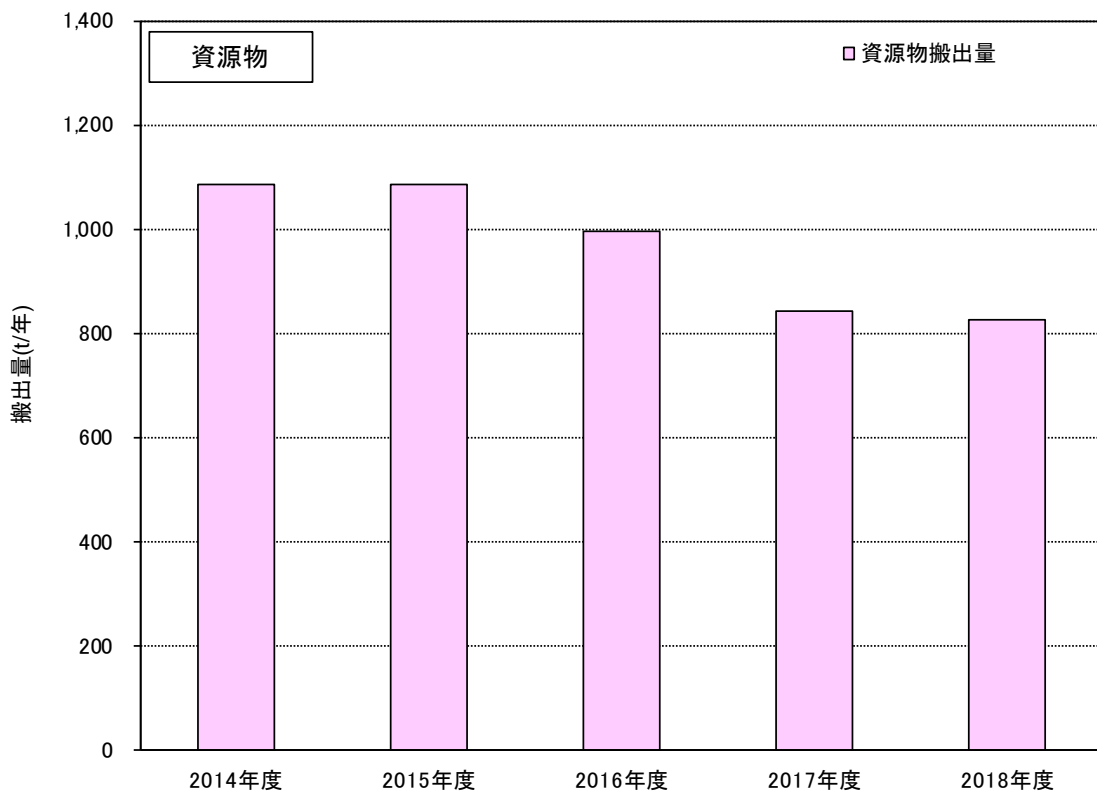
なお、資源物は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物コンテナなどと混載した状態で串木野環境センターへ搬入しており、正確な量を把握できていません。

よって、以下に示した搬出量の推移は、串木野環境センターから、「民間業者」または「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」へ搬出している量で整理しています。

◆図表 3.3.11 資源物搬出量の推移①

区分	単位	年度					2018-2014 (2014比)
		2014	2015	2016	2017	2018	
資源物搬出量	t/年	1,087	1,087	995	842	828	-259 (-23.9%)

◆図表 3.3.12 資源物搬出量の推移②



3-4 ごみの減量化及び再資源化等の状況

1 ごみの減量化及び再資源化

(1) ごみの減量化

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化推進、資源の有効利用を図るため、電気式生ごみ処理機購入者への補助を実施しています。

以下に、いちき串木野市電気式生ごみ処理機購入設置補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 11 日 告示第 62 号）の内容及び実績を示します。

適用要綱

いちき串木野市電気式生ごみ処理機購入設置補助金交付要綱
（平成 17 年 10 月 11 日 告示第 62 号）

補助対象

市内に住所を有する人（平成 17 年 10 月 11 日以降に新たに購入された人）
ただし、市税を滞納している者（世帯員を含む。）は除く。

補助金額

電気式生ごみ処理機の購入費の 2 分の 1 以内（限度額：25,000 円）

補助台数

1 世帯につき 1 台のみ

補助の実績

項目	単位	年 度				
		2014	2015	2016	2017	2018
補助台数	台	2	3	5	2	7
補助金総額	千円	50	75	125	35	12

(2) ごみの再資源化

本市では、PTA、子ども会等の市民団体が、資源の再利用及びごみの減量化を図り、生活環境の衛生的保全に資するため、市内において廃品の回収活動を行っており、その活動に対し、補助を実施しています。

適用要綱

いちき串木野市廃品回収補助金交付要綱
（平成 17 年 10 月 11 日 告示第 61 号）

補助対象（団体）

市民団体（自治公民館又は市内に住所を有する者を主な構成員とする女性連等、PTA、子ども会、高齢者クラブ、スポーツ少年団若しくはこれらに類する団体で市長が適当と認められたもの）

補助金額

補助金は、市民団体が廃品の回収活動を実施し、回収業者に当該廃品を売却した場合、以下の区分により得た額に1回につき1,000円を加えた額としています。

ただし、回数に応じた補助金は、1実施団体につき3,000円を限度としています。

種類	補助単価
古繊維	1kg 当り 1円
古紙類	1kg 当り 1円
空き瓶	1本当り 1円
金属類	1kg 当り 1円

2 ごみ処理主体

収集・運搬は、可燃ごみについては本市で行っており、それ以外は本市が委託・許可した業者により行っています。

分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	市	市
不燃ごみ	委託	市	市
ガス缶類	委託	市	市
粗大ごみ	委託・市※	市	市
資源物	委託	市	—

※粗大ごみの戸別収集については、本市が行っています。

※直接搬入ごみの収集・運搬はいずれの分別区分も「個人または事業者（許可業者委託分を含む）」とします。

3 収集・運搬

(1) 収集方式

本市では、ステーション方式で収集していますが、粗大ごみについては、高齢者や障害者等の世帯で、直接搬入する手段がない場合に限り、戸別収集を行っています。

分別区分	収集方式
可燃ごみ	ステーション方式
不燃ごみ	ステーション方式
ガス缶類	ステーション方式
粗大ごみ	ステーション方式
	戸別収集 (高齢者や障害者等の世帯に限る)
資源物	ステーション方式

(2) 収集車台数

収集車の台数は、以下に示すとおりです。

可燃ごみ：4台（予備含む）

不燃ごみ、ガス缶類、粗大ごみ、資源物：4台（許可業者）

4 中間処理

本市で発生する一般廃棄物は、「串木野環境センター」に搬入しています。

可燃ごみは、串木野環境センター内のごみ焼却処理施設で焼却を行い、焼却後の残渣は、いちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場にて埋立処分しています。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物については、串木野環境センター内のリサイクルプラザで選別・圧縮・梱包等の処理を行い、可燃残渣はごみ焼却処理施設で焼却処理、金属類は資源化、その他残渣類は最終処分場で埋立処分しています。

中間処理施設「串木野環境センター」の概要は、次表に示すとおりです。

5 最終処分

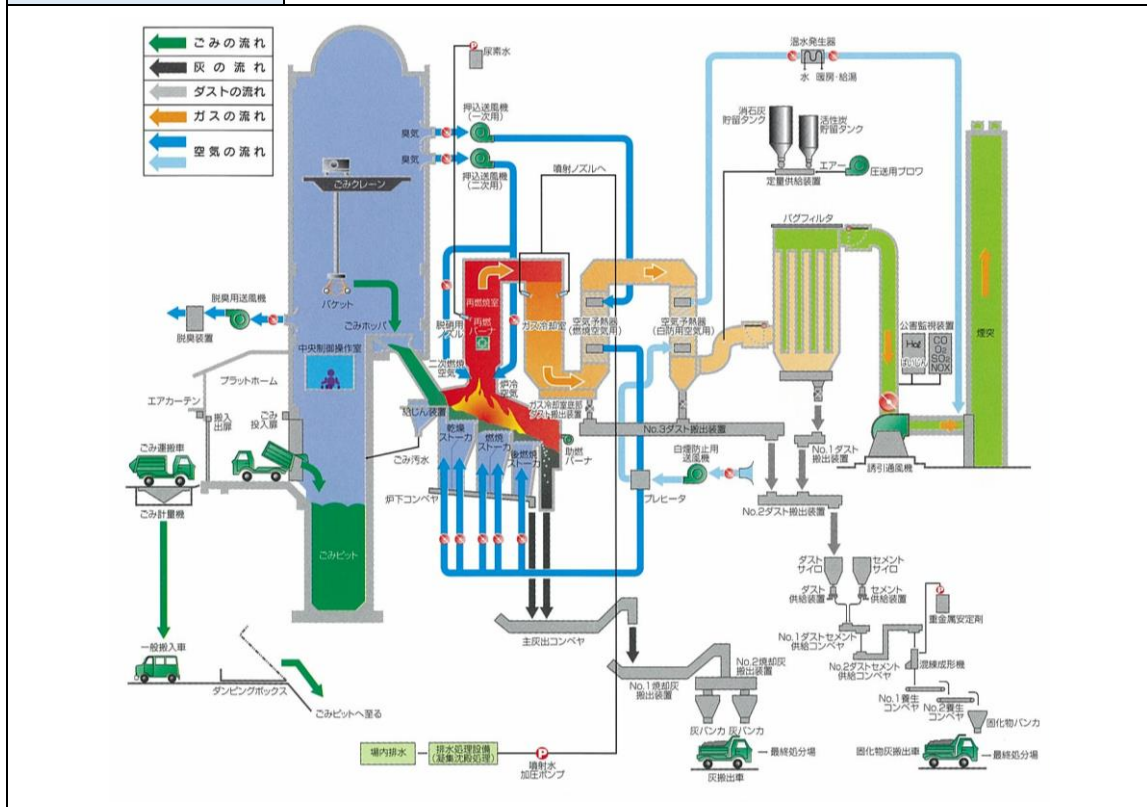
最終処分は、「いちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場」で実施しています。

串木野環境センター内のごみ焼却処理施設から排出される焼却残渣やリサイクルプラザから排出される不燃残渣を埋立処分しています。

中間処理及び最終処分に関する施設・設備の管理・運営体制とその概要は、図表 3.4.1～図表 3.4.3 に示すとおりです。

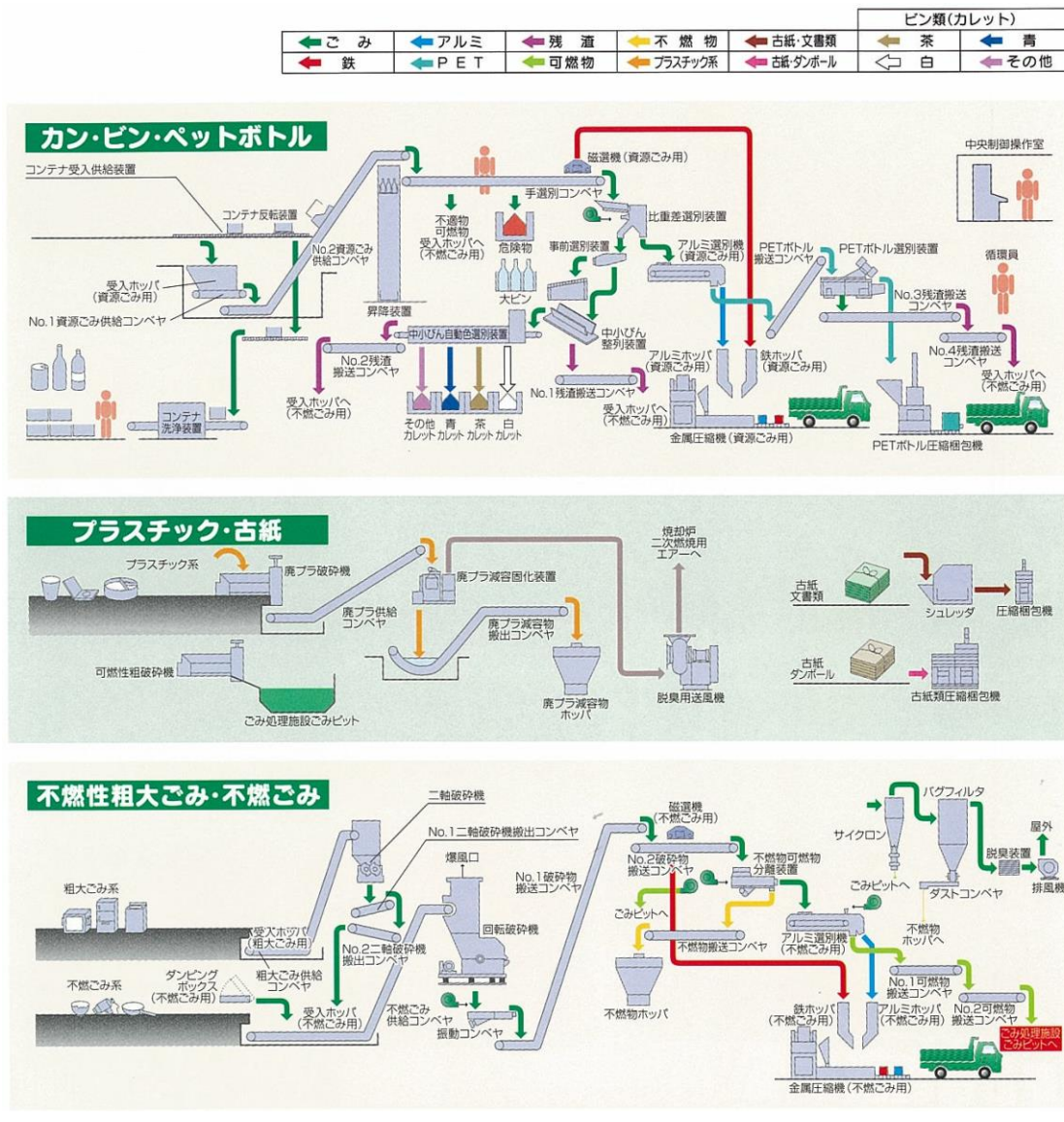
◆図表 3.4.1 中間処理施設の概要①

施設名称	串木野環境センター
所在地	鹿児島県串木野市冠岳 10660 番地
敷地面積	26,922 m ²
着工・竣工	着工：平成9年7月30日 竣工：平成11年7月30日
焼却能力	50 t/日 (25 t/8 h × 2 炉)
炉型式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
リサイクルプラザ処理能力	12 t/日 (5 時間)
ごみ焼却処理施設	
受入供給設備	ピット&クレーン方式 (半自動・全自動運転)
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	水噴射冷却方式
排ガス処理設備	消石灰、活性炭吹込み、尿素吹込み及びバグフィルタ
排水処理設備	ごみ汚水：蒸発酸化処理方式 (炉内噴霧)
	プラント排水：凝集沈殿ろ過処理後再利用 (無放流方式)
生活排水	浄化槽処理後再利用 (無放流方式)
余熱利用設備	場内給油及び暖房利用
通風設備	平衡通風方式
灰出設備	焼却残渣：灰バンカ方式
	ダスト：セメント+薬品による固化処理



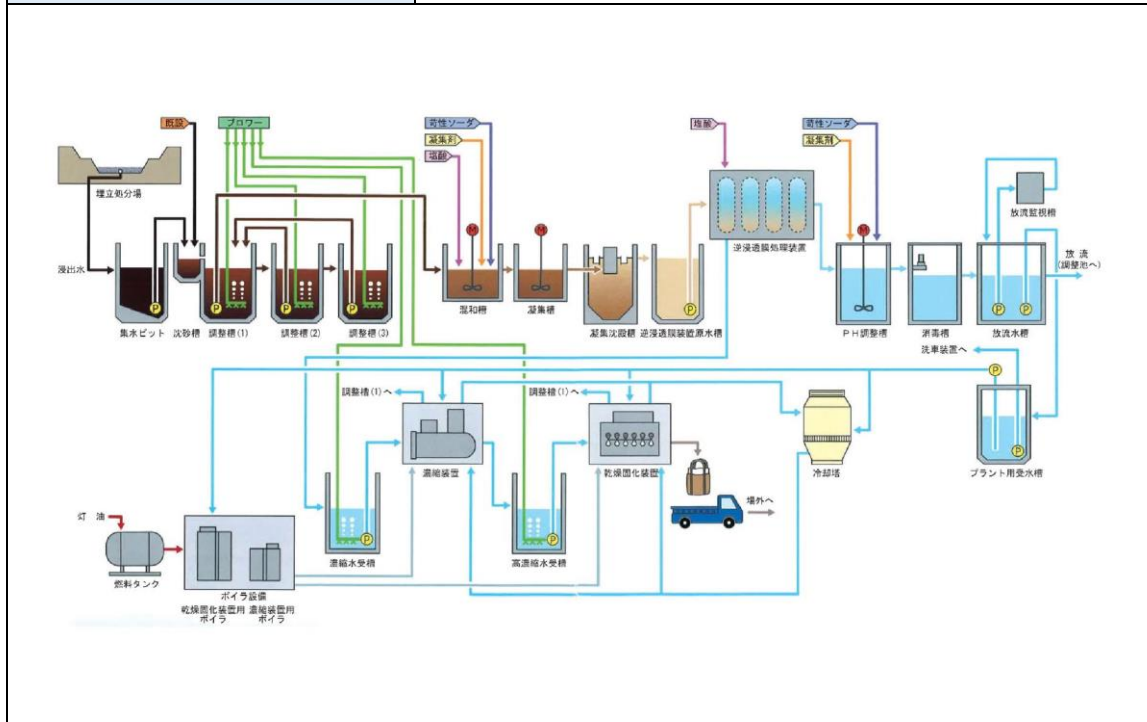
◆図表 3.4.2 中間処理施設の概要②

リサイクルプラザ	
受入供給設備	ホッパ方式及びコンテナ方式
搬送設備	コンベヤ等
選別設備	磁選機・アルミ選別機・不燃物可燃物分離装置・風力選別機・自動色選別装置
貯留搬出設備	ホッパ方式、ヤード方式
集じん設備	サイクロン、バグフィルタ方式+脱臭装置
排水	焼却施設の排水処理設備で処理



◆図表 3.4.3 最終処分場の概要

最終処分場	
施設名称	いちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場
所在地	鹿児島県いちき串木野市川上 3961 番地
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、破碎残渣・処理残渣
埋立場所	山間
埋立開始年度	2018 年度
埋立地面積	8,600m ²
施設全体容量	30,000m ³
埋立終了年度	2033 年度
遮水方式	底部遮水工、鉛直遮水工
浸出水処理方式	凝集沈殿、消毒、膜処理
運営管理体制	委託
最終処分場の構造	準好気性埋立構造
保有水等集排水管の水位管理	末端集水管は水没
覆土施工の状況	即日覆土



3-5 ごみ処理の評価

本市のごみ処理の評価については、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、本市と類似する全国的な状況と比較評価を行いました。

抽出状況としては、人口が50,000人未満の自治体であり、産業構造を考慮しないものとして九州沖縄地方の108市町村のデータをもとに評価を行っています。

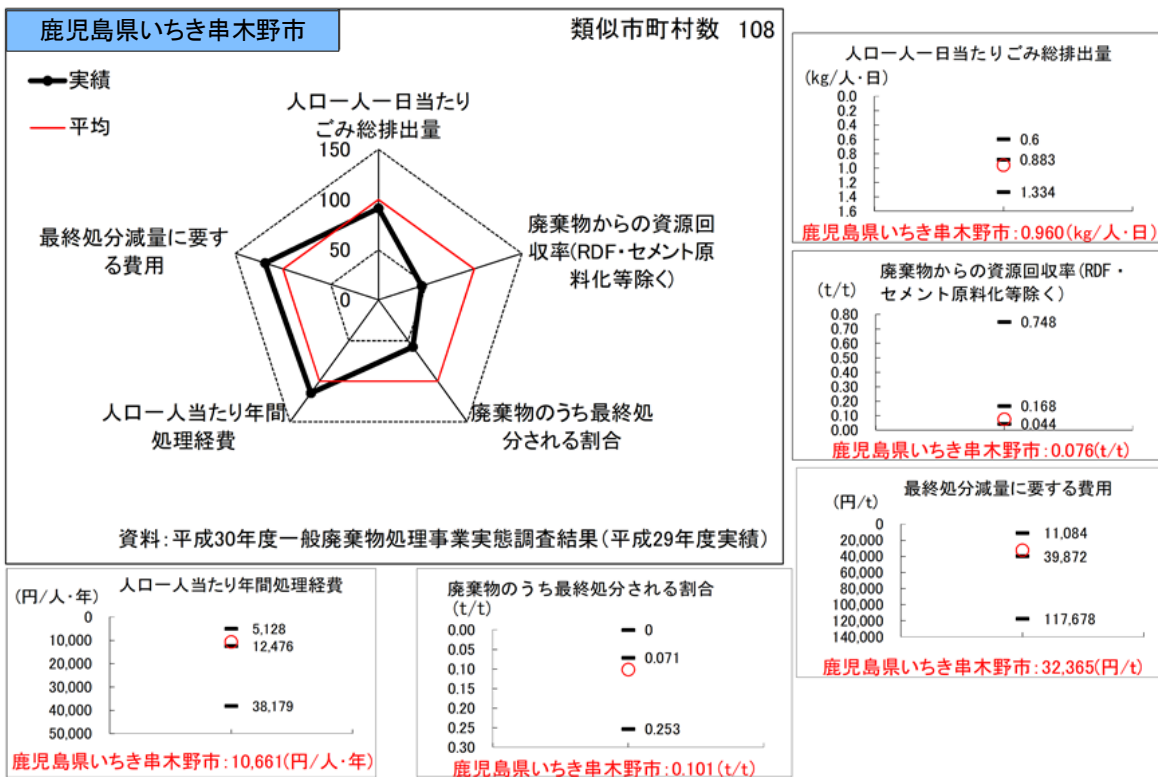
図表3.5.1に本市と類似市町村との比較を示します。赤で示したラインが偏差値50を示しており、類似市町村の平均値となります。黒太線で示した5角形が類似市町村の平均値に対する本市の偏差値を示しています。この5角形の面積が大きいほど良好な結果と評価できます。

本評価としては、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用の2項目については偏差値50以上となっており、類似都市と比較して良好な結果となっています。

他の3項目については、偏差値が50以下となっていることから、今後向上させていくことが課題となっています。

◆図表 3.5.1 類似市町村間比較 (2017年度)

類型都市の概要	都市形態：都市
	人口区分：I 50,000人未満
	産業構造：考慮なし



◆図表 3.5.2 ごみ処理の評価

標準的な指標	人口1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
類似町村平均	0.883	0.168	0.071	12,476	39,872
最大	1.334	0.748	0.253	38,179	117,678
最小	0.6	0.044	0	5,128	11,084
標準偏差	0.129	0.092	0.055	4,640	15,121
いちき串木野市実績	0.96	0.076	0.101	10,661	32,365
偏差値	44.0	40.0	44.5	53.9	55.0

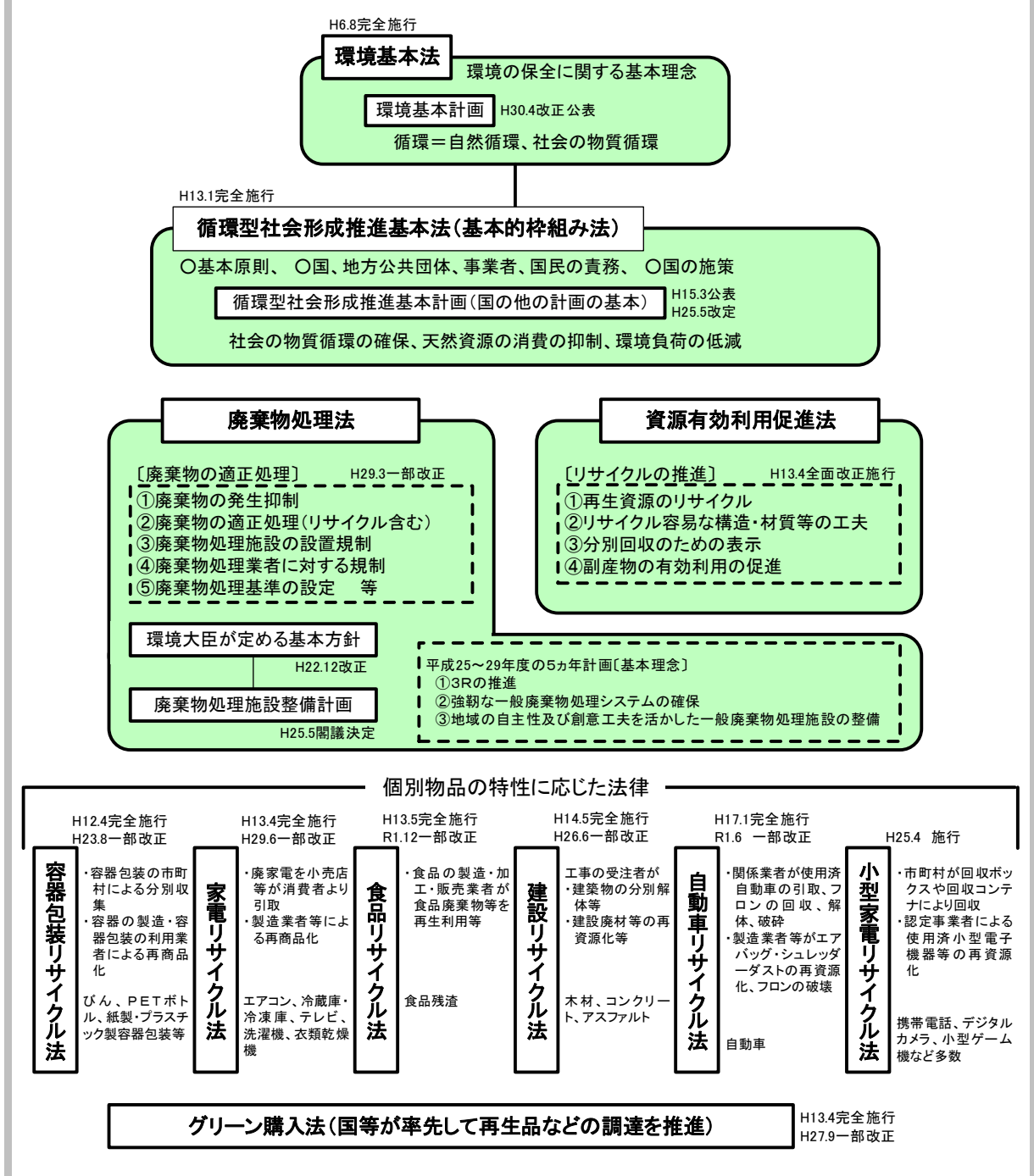
資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

3-6 ごみ処理行政の動向

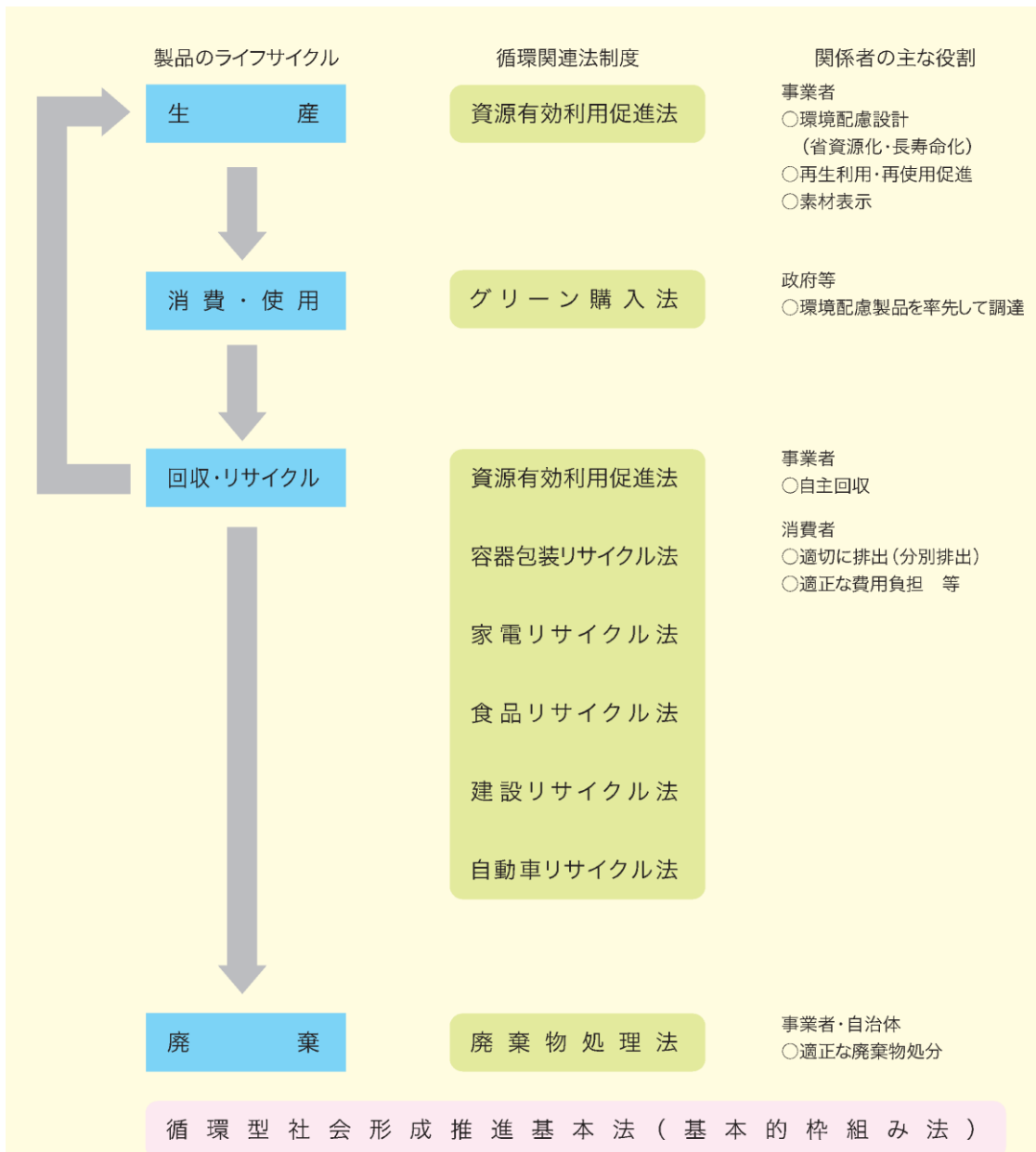
1 廃棄物・リサイクル関連の法体系

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

◆図表 3.6.1 循環型社会の形成と推進のための法体系



◆図表 3.6.2 製品のライフサイクルにあわせた法体系



2 国の廃棄物処理の目標

(1) 廃棄物処理施設整備計画

平成 11 年 9 月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、平成 13 年 5 月に「環境大臣が定める基本方針」（環境省告示第 34 号）が閣議決定され、平成 22 年 12 月に改正（環境省告示第 130 号）されました。改正後の減量化の目標値は、平成 27 年度を目標年度として、平成 19 年度に対してごみの排出量を 5 %削減し、再生利用量を約 11%から約 24%に増加させ、最終処分量を概ね半分に削減することが定められています。

この基本方針を受けて、平成 25 年 5 月、さらに、平成 30 年 6 月に廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、目指す目標及び指標が示されています。

◆図表 3.6.3 廃棄物処理施設整備計画で目指す目標及び指標

目 標	指 標
ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	①ごみのリサイクル率 21%（2017 年度見込み） →27%（2022 年度） ②一般廃棄物最終処分場の残余年数 2017 年度の水準（20 年分）を維持する。
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%（2017 年度見込み） →21%（2022 年度）

(2) 循環型社会形成推進基本計画

廃棄物処理法の上位法である循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）に基づき、平成 30 年 6 月 19 日に第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。

第四次循環基本計画においては、平成 37（2025）年度を目標年次として、下記のように「1 人 1 日当たりのごみ排出量」「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」の目標が定められています。

◆図表 3.6.4 循環型社会形成推進基本計画における減量化目標

区 分	実 績 2016 年度	目標年度 2025 年度
1人1日当たりのごみ排出量	約 925 g ^{※1}	約 850 g (2016 年度比で約 8%減)
家庭から排出される 1人1日平均排出量	約 482 g ^{※2}	約 440 g (2016 年度比で約 9%減)
事業所から排出される 排出量	約 1,299 万 t	約 1,100 万 t (2016 年度比で約 15%減)

※1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物量を1人1日当りに換算

※2 ※1 から事業系ごみ、資源物などを除いた値

(3) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、平成27年7月17日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえ、所要の変更を行うものです。

3 鹿児島県の廃棄物処理の目標

(1) 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県は、平成28年3月に「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定し、減量化・リサイクル率等の目標を次のように定めています。

◆図表 3.6.5 鹿児島県の目標値

目標値の種類	目標値 (2020 年度)
一般廃棄物排出量 (総量)	516 千トン
一般廃棄物排出量 (1人1日当たり)	890g
一般廃棄物リサイクル率	22.1%
一般廃棄物最終処分量	60 千トン

(2) 鹿児島県ごみ処理広域化計画

鹿児島県では「鹿児島県ごみ処理広域化計画」(以下、「広域化計画」といいます。)を環境省(旧厚生省)の通知に基づき、平成11年3月に策定しています。

広域化計画では、広域化への取り組みが効果的に実施されるように、県内を11ブロックに分割し、ブロック毎に100t以上の処理能力を持つ施設(離島については島毎)を設置し、ダイオキシン類排出削減対策を基本として環境負荷の低減を図り、併せてごみの排出抑制・資源化さらには事業費の縮減を図ることを基本方針としています。

4 本市の関係条例等

本市が定める一般廃棄物処理関係の条例等について以下に示します。

◆図表 3.6.6 関係条例等

関係条例等	制定年月日	種別番号
いちき串木野市環境基本条例	平成 19 年 3 月 30 日	条例第 11 号
いちき串木野市廃棄物処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 10 月 11 日	条例第 83 号
いちき串木野市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 17 年 10 月 11 日	条例第 84 号
いちき串木野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	平成 17 年 10 月 11 日	条例第 86 号
いちき串木野市環境審議会条例	平成 17 年 10 月 11 日	条例第 87 号
いちき串木野市廃品回収補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 11 日	公示第 61 号
いちき串木野市電気式生ごみ処理機購入設置補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 11 日	公示第 62 号

3-7 課題の整理

本市におけるごみ処理行政に関する課題は、次のとおりです。

1 ごみの減量化

ごみ排出量は、人口の減少と同様に減少傾向となっており、1人1日当たりのごみ排出量においても同様に減少傾向となっていますが、鹿児島県及び全国の平均値（2018年度実績）と比較すると36～38g/人・日程度多い（図表3.3.4より）ことから、1人1日当たりのごみ排出量の減量化を進めるためには各種施策を展開していく必要があります。特に、直接搬入ごみが増加傾向となっているため、事業所へのごみ減量化に対する啓発が重要となっています。

2 啓発活動の強化

「電気式生ごみ処理機購入設置補助金制度」や「いちき串木野市廃品回収補助金交付制度（PTAや子ども会等の市民団体による廃品回収に関する補助制度）」について、今後も啓発を継続する必要があります。

3 分別収集の徹底

現在実施している資源物の分別収集は、缶・雑びん、生きびん、ペットボトル、プラスチック容器、発泡スチロール容器、紙パック、新聞紙・チラシ、雑誌、段ボール、その他紙・紙製容器、小型家電、ガス缶類を対象として収集しており、今後も引き続き実施していくものとします。

また、容器類については製造メーカーによる軽量化、新聞紙等の電子化、民間による古紙回収システムの導入（商業施設での古紙回収など）なども進んでおり、資源物収集量は今後も減少することが想定されますが、一人一人のリサイクル意識を高めることは重要であることから、市民への啓発活動の強化を図っていく必要があります。

あわせて、啓発活動の一環として、現在実施している拠点回収に加え、スーパー等での店頭回収の実施に関する協力要請を行う必要があります。

4 ごみの出し方の周知

ごみの分け方・出し方については、本市ホームページ記載の「ごみの正しい分け方・出し方」等に基づいた啓発を引き続き行っていく必要があります。

5 不法投棄対策

不法投棄対策として、県との協力、行政及び市民や事業者の3者によるネットワークの強化を図っていく必要があります。

6 中間処理及び最終処分

串木野環境センターは、平成11年8月に供用開始し、2019年度で稼働後21年目を迎える施設となっており、施設内の機器は一般的な寿命を迎えている状況となっているため、今後も引き続き適正な処理ができるよう必要に応じた補修・整備を実施していく必要があります。

いちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場は、昨年度（2018年度）に埋立を開始した

施設ですが、今後適正な埋立管理及び浸出水処理施設の維持管理を継続して行う必要があります。

7 温室効果ガス削減に対する課題

地球温暖化に対する取り組みを推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量削減や分別の徹底を図っていく必要があります。